

大沼フィッシングパーク（大沼野営場）

整備、管理事業 公募設置等指針

兼指定管理者の公募仕様・要項

令和4年10月

北海道厚真町

■用語の定義

<p>P-PFI</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと</li> <li>都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜P-PFI のイメージ＞</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="background-color: #ADD8E6;">カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</td> <td style="background-color: #FFB6C1;">広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #333; color: white;">従前</td> <td style="background-color: #ADD8E6;">民間資金</td> <td style="background-color: #FFB6C1;">公的資金</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #000080; color: white;">新制度</td> <td style="background-color: #ADD8E6;">民間資金</td> <td style="background-color: #000080; color: white;">収益を充当</td> </tr> </table>		カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)	従前	民間資金	公的資金	新制度	民間資金	収益を充当
	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)								
従前	民間資金	公的資金								
新制度	民間資金	収益を充当								
<p>公募対象公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと</li> <li>飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの</li> <li>例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等</li> </ul>									
<p>特定公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。</li> <li>公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの</li> </ul>									
<p>利便増進施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。</li> <li>P-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔</li> </ul>									

公募設置等指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P-PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの</li> </ul>
公募設置等計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、P-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画</li> </ul>
設置等予定者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者</li> </ul>
認定計画提出者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者</li> </ul>
設置許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可</li> </ul>
管理許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園内の公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可</li> </ul>
占用許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園法第 6 条第 1 項の規定により、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用することについて、公園管理者が与える許可</li> </ul>
指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法第 244 条第 2 項の規定により、公の施設を民間事業者等に管理してもらう制度</li> <li>・ 本制度により指定された事業者は、指定管理を認められた施設において利用料金等を収受し、当該管理業務の必要経費として充てることができる。</li> </ul>

## 1. 大沼野営場設置、管理、運営事業者公募の概要

### (1) 名称

この事業の名称は、「大沼フィッシングパーク（大沼野営場）整備、管理事業」（以下「本事業」という。）とします。

### (2) 公募の目的

大沼フィッシングパーク（大沼野営場）は、厚真町内の南側に位置する都市公園です。

本施設は、町内外の方が利用する風光明媚な景観が特徴であり、キャンプ場や休憩地としての利用として多様な役割を担っています。

近年、全国的にキャンプブームが発生していることも重なり、本施設においても年々利用客が増加していることから、町の新たな観光名所の一つとして期待が寄せられています。

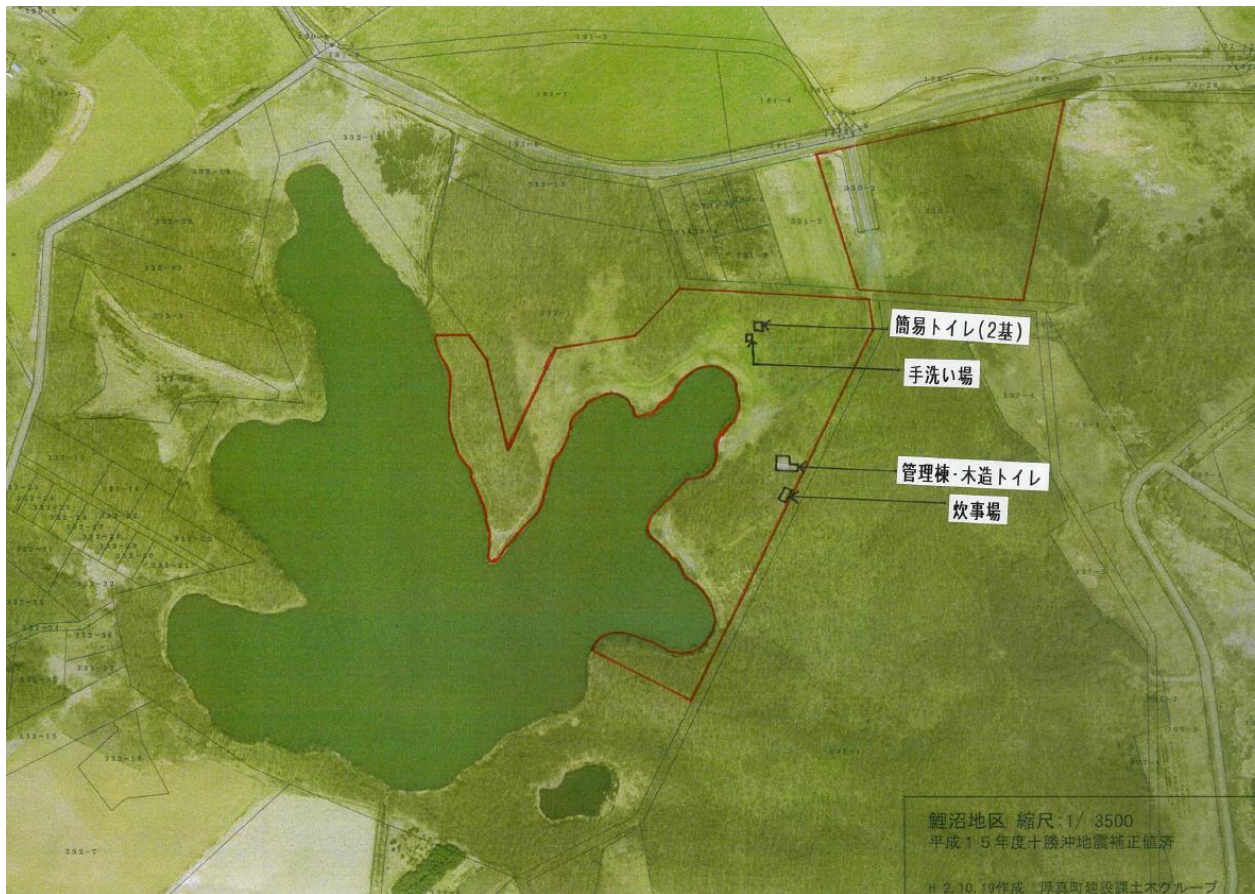
一方で、従来の町の直営管理による管理運営だと時代の流れに即した対応が難しいことや誘客という観点から見ると弱い部分があり、本施設の魅力を最大限引き出していけない可能性があることから、民間活力を活用し、よりよい施設管理運営を図っていききたいことから公募をするものです。

### (3) 大沼フィッシングパーク（大沼野営場）の概要

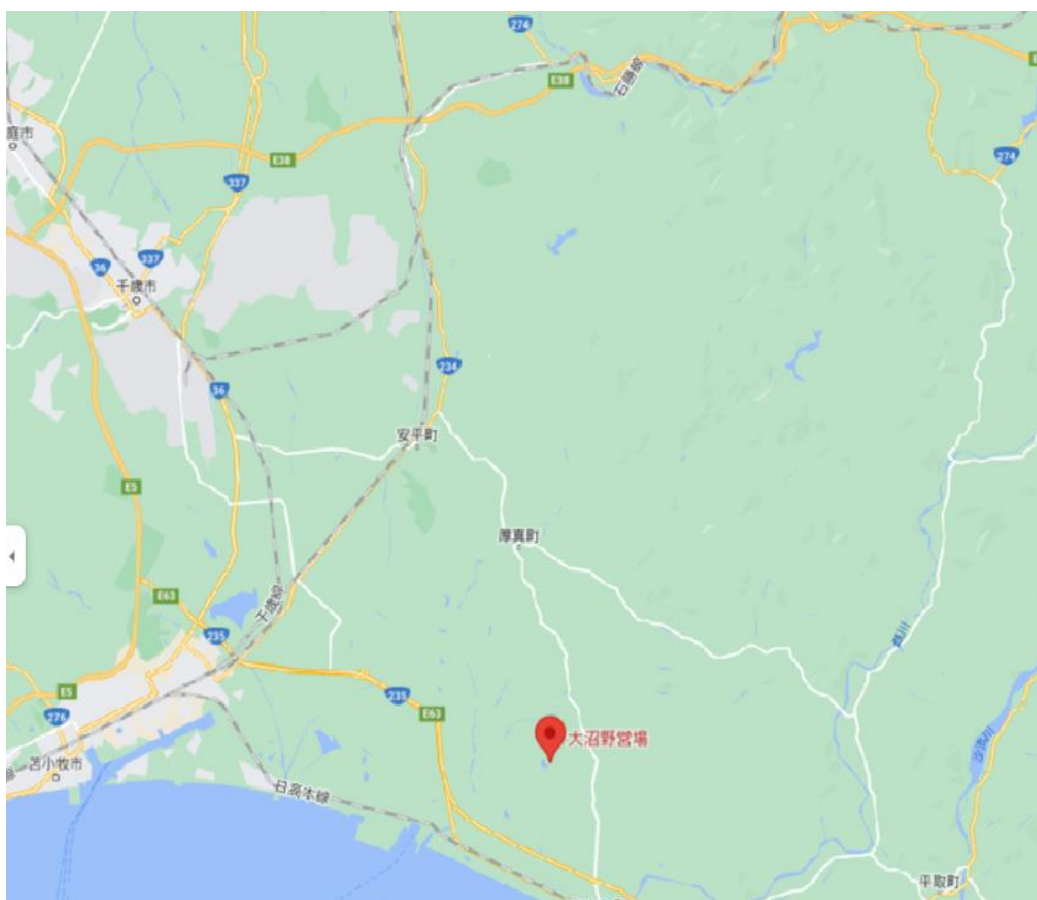
公園名	大沼フィッシングパーク（昭和 60 年）
所在地	北海道勇払郡厚真町字鹿沼番外地
既存施設	①木造管理棟&木造トイレ（59.62 m <sup>2</sup> ）※別途図面あり ②炊事場※別途図面無し ③フリーサイトのキャンプサイト
区域区分	市街化調整区域
公園面積	55,500 m <sup>2</sup> ※別途図面赤線部
建ぺい率	12%（公募対象施設の設置に限る。）
容積率	100%
公園の種類	都市公園（特殊公園・風致公園）
交通	本公園は、町道大沼長沼線からの入場しかできません。 地域住民や農作業利用で使われる方の他は、本施設に来場される方が利用する道路となります。（厚真 IC から車で約 15 分）
インフラ	①電気（管理棟、トイレ、電灯、炊事場で使用している） ※新規施設の建設や使用方法の変更等によって電源が不足する場合があるため、その際は電源工事が必要となる場合があります。 ②水道施設（管理棟、トイレ、炊事場、仮設トイレで使用している） 給水設備については、φ30mm の給水管の引き込みがあり、キャンプ場内へ給水されています。 ③排水（地下浸透、既存トイレは、便槽に貯留し、くみ取り処理）

埋蔵文化財	開発行為を実施する際には、町教育委員会と開発内容と場所の事前協議が必要となります。
通信状況	管理棟に光芯線が接続されています。(利用契約はしていません) 携帯電話の電波は状況によりやや不感となります。
近隣施設	商業施設 (スーパー等、食料品を販売する店とします) ①厚真町上厚真地区商業施設まで約 10km ②厚真町市街地商業施設まで約 15km ③むかわ町商業施設約 10km 公共施設 ①役場本庁舎まで約 15km、役場上厚真支所まで約 10km ②近隣消防まで約 11km (上厚真地区)

(大沼野営場全体図 図1)



(大沼野営場位置図 図2)



#### (4) 事業範囲と事業イメージ

今回の事業においては、原則、P-PFI による設置管理者兼指定管理者としての建物の設置管理（新規設置や修繕含む）の提案及び指定管理者としての指定管理手法の提案を合わせて実施いただくこととします（指定管理だけを受けたいといった提案は原則不可となります）。

また、設置管理者候補者として決定した場合は、同事業者が兼ねて指定管理者候補者として決定します（設置管理者と指定管理者が違うといった手法は今回取りません）。

事業者には、大沼フィッシングパーク（大沼野営場）において、次の業務を行ってまいります。

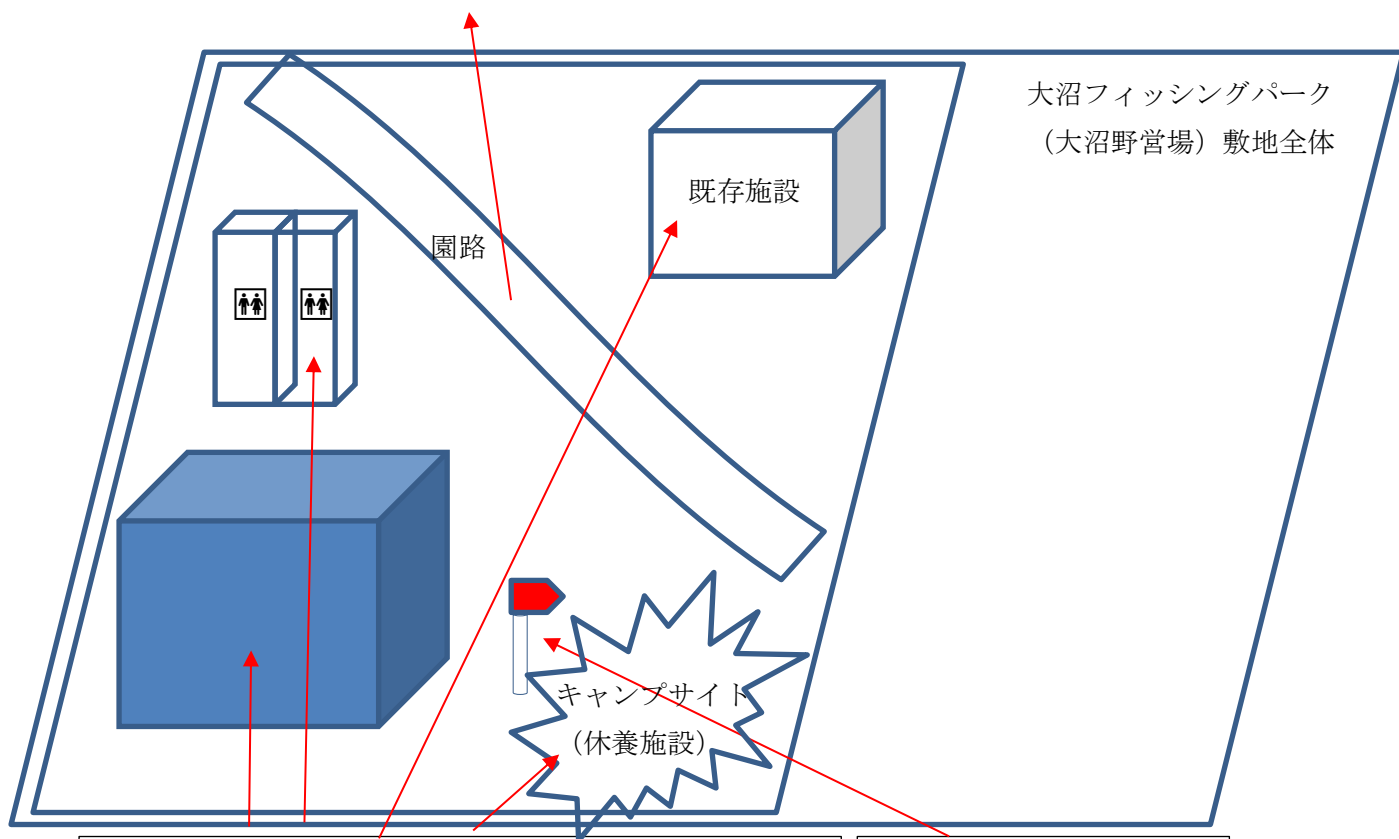
事業範囲とイメージは次の通りです。

- ① 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務（任意提案）
- ② 特定公園施設の設計業務（任意提案）
- ③ 特定公園施設の建設業務（任意提案）
- ④ 特定公園施設の譲渡業務（任意提案）
- ⑤ 特定公園施設の管理運営業務（任意提案）
- ⑥ 利便増進施設の設置及び管理運営業務（任意提案）
- ⑦ 施設全体の指定管理業務（必須提案）



**【特定公園施設】**（任意提案）※整備後、原則町への譲渡

- ・園路等公園利用客が使用する施設の整備（任意）
- ・町への譲渡後は認定計画提出者の負担による管理運営



大沼フィッシングパーク  
（大沼野営場）敷地全体

**【公募対象公園施設】**（任意提案）

- ・カフェ、売店、飲食店等の便益施設の建設（任意）
- ・そのほか、公園の魅力を向上できる施設（任意）
- ・アウトドアやキャンプ場等が楽しめる休養施設（任意）  
※建物等を整備せずに、芝生の整備だけ等の場合、休養施設ではなく特定公園施設として取り扱います。
- ・既存公園施設の改修（任意）

**【利便増進施設】**

- ・看板、広告塔等（任意）

**【施設全体の指定管理】**

- ・本施設全体の管理を行うために、提案者が考える運営手法の提案
- ・指定管理料の積算（0円も可能）
- ・全体コンセプトの提案（施設の利用方法の提案も含め）
- ・使用者から徴収する使用料の積算（設定する理由も合わせて）
- ・5年間の収支計画
- ・そのほか、管理運営上必要と判断される事項

## 事業概要

<p>公募対象公園施設</p>	<p>対象区域内において次の提案が可能です。</p> <p>① 飲食店、売店等のサービスを提供する新規の施設設置（任意）</p> <p>② アウトドアやキャンプ場等が楽しめる休養施設（任意）</p> <p>③ そのほか公園の魅力向上のために必要な新規の施設設置（任意）</p> <p>④ 既存公園施設（管理棟やトイレ等）の改修（任意）</p>
<p>特定公園施設</p>	<p>対象区域内において、次の提案が可能です。</p> <p>① 芝生や園路等、公募対象施設の外構として公園利用者がくつろげる空間づくりに関する整備提案（任意）</p>
<p>利便増進施設</p>	<p>対象区域内において、次の提案が可能です。</p> <p>① 都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する施設等（広告塔、看板、自転車駐車場など）（任意）</p> <p>※ 看板、広告塔は、地域における催しに関する情報提供を主たる目的として設置するものであるが、それ以外の情報で地域住民の利便の増進に資する案内や広告塔の掲示を排除するものではありません。なお、利便増進施設として設置する看板、広告塔は、北海道屋外広告物条例（昭和25年11月25日条例第70号）との整合が図られた上で設置される必要があります。</p>
<p>指定管理運営</p>	<p>次の事項を全て提案する必要があります。</p> <p>なお、提案にあたっては、本施設がまちづくりや観光施設の拠点として、人の流れ創出し、地域との連携や町の活性化につながるような提案をしてください。</p> <p>① 指定管理料の希望額（0円も可能）の提案</p> <p>※利用者から徴収する料金は、指定管理者が収受し収入とすることができます。</p> <p>② 公園使用者から徴収する使用料金の提案</p> <p>※なお、徴収する使用料は厚真町野営場設置条例で金額を定める必要があります（要、議会承認）。現在は「張」単位で徴収をしていますが、提案にあつては、徴収単位を変更しても構いません。</p> <p>③ 管理運営をする上でのコンセプトの提案</p> <p>④ 5年間の収支計画</p> <p>⑤ そのほか、管理運営上必要な内容の提案</p>

※指定管理運営については、全提案者が必須となります。

※施設の設置や改修についての規模、数量、配置等は自由に提案することができます。



(5) 認定計画提出者（指定管理者）が行う内容、費用負担及び役割分担表

今回の公募の仕様上、P-P-F-Iに係る設置管理に関する責任分担と、指定管理業務による責任分担を分けた方が明瞭であると判断できるため、表を分けて記載します。

○設置管理に係る部分

項目		公募対象公園施設		特定公園施設	利便増進施設
		飲食・売店等の収益施設	キャンプ場等の休養施設	芝生や園路等	看板等
整備 (設計含む)	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	位置づけ等	認定計画提出者が「設置許可」または「管理許可」を受けて整備	認定計画提出者が「設置許可」または「管理許可」を受けて整備	認定計画提出者が整備したものを町へ譲渡（工事中は都市公園占用許可）※使用料は免除	認定計画提出者が「設置許可」または「管理許可」を受けて整備
管理運営	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	位置づけ等	認定計画提出者が公園施設設置許可を受けて管理運営	認定計画提出者が公園施設設置許可を受けて管理運営	認定計画提出者が公園施設設置許可を受けて管理運営（全額使用料は免除）	認定計画提出者が公園施設設置許可を受けて管理運営
	財産所有	認定計画提出者	認定計画提出者	厚真町	認定計画提出者

○指定管理に係る部分

種類	内容	負担者	
		町	指定管理者
物価・金利変動	物価・金利変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	協議事項	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少	協議事項	
その他の制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他の制度変更による経費の増加又は収入の減少	協議事項	
	上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	協議事項	

資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断		○
需要変動	需要変動による収入の減		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費	協議事項	
	不可抗力に伴う事業の中断による損失	協議事項	
施設等の損傷等による修繕、事業の中断	指定管理者の管理瑕疵による施設・設備・備品の損傷に伴う修繕又は購入費用の大幅な増加及びそれに伴う事業の中断		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷に伴う修繕又は購入費用の大幅な増加及びそれに伴う事業の中断（施設の運営において収入等の支障を与えない場合は事業の中断には当たらない）	協議事業	
第三者への賠償	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	町に帰責事由があるもの	○	
引継コスト	施設運営の引継ぎに必要な費用		○

※この表に定める基準によらない特別な事情がある場合又はこの表に掲げる事項以外のリスクが生じた場合は、町として指定管理者が協議してリスク分担を決定するものとする。

指定管理施設（設置管理施設）における損害賠償保険の考え方について  
指定管理施設（設置管理施設）における責任の種別は次の3つに大別されます。

- ①施設設置者責任 自治体（又は指定管理者）の施設欠陥（瑕疵）
- ②管理者責任 自治体（又は指定管理者）の管理業務遂行上の過失
- ③業務遂行上責任 自治体（又は指定管理者）が行う業務遂行上の過失

本施設の運用においては、次のとおりの保険適用の考え方を用います。

なお、その事由によっては、認定計画提出者（指定管理者）が責任を負う場合があることから、損害賠償に対応できるよう、原則、適切な賠償責任保険加入をするものとしてください。

①施設設置者責任

- ・町が建設した施設の瑕疵における責任 → 町が加入する総合賠償保険を適用します。
- ・設置管理者が建設した施設の瑕疵における責任 → 認定計画提出者（指定管理者）

②管理者責任

- ・管理者の業務遂行上の過失 → 認定計画提出者（指定管理者）

③業務遂行上責任

- ・独自で考案したイベント等における過失 → 認定計画提出者（指定管理者）

### 【厚真町各種計画の紹介（本施設関係）】

#### ○ 第4次厚真町総合計画

本企画への提案者は、第4次厚真町総合計画（改訂版）を確認し、町づくりの方向性を確認した上で、提案をしていただきたいと思います。本施設においてその基本施策として関連している部分は主に次のとおりです。

なお、記載の部分以外も確認し、まちづくり全体について理解をしてください。

- ①基本計画 基本施策 1 3 観光・交流のまちづくりの推進
- ②基本計画 基本施策 1 6 快適な住環境の確保と定住促進

#### ○ 厚真町都市計画マスタープラン

大沼フィッシングパークの位置づけ

大沼フィッシングパークは、町民はもとより来訪者に対しても厚真町の豊かな自然を印象づける公園としての活用を図ります。

### 【本施設の提案に求める町の基本的考え方】

#### ○ 提案範囲

- ・提案の範囲はあくまでも公園範囲である 55,500 m<sup>2</sup>内における提案としていただきます。
- ・範囲外の提案については、将来展望として提案可能とはしますが、あくまでも既存範囲内の提案と分けて提案してください。

#### ○ 提案内容

- ・提案内容にあたっては、本施設の利便性向上や集客率向上といった施設の有効活用という視点は当然のこと、本提案によりどのような影響が町全体に波及するのかといった点にも、考慮してください。厚真市街地、上厚真市街地等の地域や、生産者、事業者との関連についてプレゼンテーションにおいても触れるようにしてください。

#### ○ 災害対応

- ・災害が発生した際に、指定管理者としてどのように対応をするか、対応方針を検討いただきますようお願いいたします。なお、基本協定等の締結時には、災害対応マニュアル（仮）を作成いただきます。（町と協議する）

#### ○ 持続可能な運用

- ・最大20年間と長い期間での運用となる可能性があるため、時には社会情勢の変化等により町や町民等と一緒に協議をし変化が求められる場合があります。受託者は地域の観光等の一翼を担う事業者として、町や町民等と協働・協力をしていただくことを大前提といたします。

## (6) 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次のとおりとします。

ア 大沼フィッシングパーク（大沼野営場）の使用許可及びその取り消し等に関する業務  
（料金の収受等も含めます）

- ① 施設の運用方法や営業時間等は指定管理者が町と協議の上、決定することができます。
- ② 利用料金は指定管理者の収入として収受することができます。

イ 施設の維持管理に係る業務

- ① 施設は特に事情のない限り、閉鎖日を除き、常に正常に使用できる状態を維持するようになしてください。
- ② 法定上必要な点検等がある場合は、必ず実施するようになしてください。
- ③ 施設維持や運営にかかる経費の支出等
- ④ 草刈等の景観美化・維持に努めてください。
- ⑤ 会場内で発生した利用者とのトラブル又は利用者間トラブルへの対処

ウ 自主事業

- ① 指定管理者が本施設を利用して独自の事業を行う場合は、事前に町と協議の上、合意を得たものについては実施して構いません。
- ② 自主事業における料金の収受も実施してください。

エ 広報活動

- ① 利用促進等を目的とした事業の周知や施設の広報を実施してください。
- ② 専用HPの立上げ等は、指定管理者の判断で実施できます。

オ そのほかの業務

- ① 利用客数の統計データの提供等、町が情報提供を求めた場合、提供して下さい。
- ② 事業計画、事業報告、そのほか事務的に必要な書類の作成及び提供
- ③ 町等が主催する会議に出席要請をした場合、協力して下さい。
- ④ 町等が主催する事業への協力
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症等の感染対策を遵守した運営をしてください。

### ○利用料金と減免

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2に規定する利用料金制を採用するため、指定管理者は、大沼野営場設置条例で定める額を上限として、町の承認を得て指定管理者が定めることができます（書面による申請が必要となります）。

また、指定管理者は、条例規則等に基づき利用料金の減免又は還付をすることができます。ただし、減免による利用料金の減収について町は補填しません。

### ○個人情報の保護

指定管理者は、その保有する個人情報（施設の管理業務に係るものに限る。）の適正管理に関して、町と同様の義務を負います。

#### ○指定管理期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とします。

なお、公募設置期間中は、再度契約更新の申請をすることができます。

ただし、あくまでも指定管理者の指定は、町議会議決案件となるため、指定の確約をするものではありません。

#### ○指定の取り消し

町が当該指定管理者による管理を継続することが適当ではないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

また、指定管理者の指定を受けてから管理を開始するまでの間に、当該指定管理者による管理を行うことが適当でないとき又は当該施設が廃止になるときは、指定を取り消すことがあります。施設の廃止により指定を取り消した場合において発生した損害の負担については、協議により決定するものとします。

#### (7) 自主事業の実施に関する取り扱い

指定管理者は、本書に定める業務の他に、自主事業について提案し、実施することができます。ただし、次の点に留意が必要です。

- ① 自主事業の内容は、一般利用者等の利用を妨げないものとしてください。
- ② 自主事業の実施に当たっては、事前に町と協議をしてください。
- ③ 自主事業でイベント等を開催する場合には、社会情勢の状況等を鑑みた開催としてください。
- ④ 提案する自主事業がある場合、収支計画において、自主事業の収入を記載して構いません。
- ⑤ 自主事業に要する経費は、全額自主財源とします。
- ⑥ 資格を有する必要がある自主事業を開催する場合、必ず適正な免許や資格及び人数を用意してください。

#### (8) 事業の流れ

##### ① 公募設置等予定者の選定

町は、応募者が提出した公募設置等計画等の審査を行い、公募設置等予定者（指定管理者候補者）を選定します。

##### ② 公募設置等計画の認定

町は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、町は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

### ③ 基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、町との間で、協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

基本協定締結後は、設計条件等の事業内容の詳細について別途町との協議を実施します。

### ④ 指定管理者の仮協定（基本協定）締結

認定計画提出者は、合わせて指定管理者候補者として選定しますので、町議会への指定議決締結前に指定管理者候補者と町で仮（基本）協定を締結します。

### ⑤ 町議会への指定議決の提案

指定管理者の指定は町議会の議決が必要となりますので、仮協定を締結した指定管理者候補者の指定議決を提案します。

町議会の議決後は、指定管理者の基本（本）協定及び年度協定を締結します。

### ⑥ 公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の整備、維持管理及び運営を行っていただきます。

既存建物を撤去し新たな施設を設置した場合は設置許可、既存建物を利用した場合は管理許可となります。

### ⑦ 特定公園施設の設計・建設、町への譲渡

特定公園施設に係る設計及び建設は、認定計画提出者の負担において実施していただきます。整備完了後、町に譲渡するものとします。

### ⑧ 利便増進施設の設置、管理運営

認定計画提出者が認定計画に基づき設置する利便増進施設は、都市公園法第6条に基づく占用許可により設置し、認定計画に基づき管理運営を行っていただきます。

## (9) そのほか

### ① イベント等の実施に係る条件

イベント等の実施に際しては、指定管理者として施設全体の運用を委託することから、イベント開催にかかる使用料は徴収しません。

ただし、イベントを開催する場合は、町と事前に協議をすることを条件とします。

### ② 公募対象施設での収益の取り扱い

公募対象施設の運営で得られた収入や利益について、認定計画提出者の努力により計画を上回った場合は、原則として、認定計画提出者の収入、利益とします。

ただし、計画を下回った場合の補填はありません。

### ③ 持続可能な運用に向けたどのような考え方が示していただきます。

## 2. 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

### (1) 公募対象公園施設の種類の種類

提案を求める公募対象施設の種類の種類は以下のとおりとし、大沼フィッシングパーク(大沼野営場)の魅力向上持続的な施設整備に資する便益施設等を提案してください。

なお、参考までに厚真町都市計画マスタープランでは、本公園の利活用を方針として「町民はもとより来訪者に対しても厚真町の豊かな自然を印象付ける公園としての活用を図る」「レクリエーション機能を担う公園」と記載をしています。

全ての施設等において任意提案となります。

提案内容の詳細は、公募設置等予定者の選定後に町との協議の上、決定するものとします。

(参考)

分類	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	そのほかの施設
公園施設の種類	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚つり場 メリーゴーランド 遊戯用電車 野外ダンス場	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これらに類するもの これらに付属する工 作物(観覧席、シャ ワー等)	植物園 温室 分区園 動物園 動物舎 水族館 自然生態園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの(古墳、城跡後等)	飲食店 売店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの	展望台 集会所

※都市公園の質の向上に向けた Park-PFI の活用ガイドライン(平成30年8月10日改正) 国土交通省都市局公園緑地・景観課 一部抜粋

### (2) 公募対象施設に関する条件

提案に際しての条件は、次のとおりとします。

#### ア) 整備に関する条件

- ①公園施設の整備であること理解し、施設利用者の利便性を高める施設の提案をしてください。なお、都市公園は公共施設であることから、特定の利用者しか使用できない限定的な



施設や騒音等により周辺地域に悪影響を与えるような施設の設置等については、認められない場合があります。

- ②整備対象区域内に新たに建築物を建設する場合の規模、数量、配置等は、認定計画者の提案によるものとします。
- ③提案にあつては、各種法令を遵守することを大原則とします。
- ④建物の建設等にあつては、関係機関等への協議や各種届出を遅滞なく行ってください。
- ⑤遊戯施設を設置する場合は、都市公園における遊具の安全確保に関する指針(国土交通省)を踏まえた計画としてください。
- ⑥提案する施設内容によっては、インフラの再整備(電気、上水道、電波等)が必要となることが考えられます。インフラの整備費用(又は費用按分)は、原則、認定計画提出者が負担することとしますが、現状施設の瑕疵等により町側が負担するべき負担が発生する場合は、認定計画者と町が協議することとします。
- ⑦選定された設計やデザイン等が施工時に変更となる場合は、町と必ず事前協議をして承認を得てください。なお、著しく内容が変わることは認められません。
- ⑧設置許可もしくは管理許可を受けたときは、厚真町都市公園条例に基づく公園使用料が発生します。公園使用料は、認定計画提出者が提案した使用料を町に支払うものとします。設置許可または管理許可は、工事の着手前までに受けるものとし、工事の期間中も使用料が発生します。
- ⑨期間満了後(20年後)は、原則原状回復することを基本としますが、双方の協議により施設の取り扱いについて別の方法とすることがあります。
- ⑩建築物の設計した後、町にその設計を提出し、町の同意を得ることとしてください。
- ⑪施設整備を提案する際は、公園利用者が等しく利用できる環境づくりが必要です。建築物の提案にあたっては、ユニバーサルデザイン、バリアフリー、外国人観光客、ジェンダーに対する配慮をするようにしてください。
- ⑫提案にあたっては、どのような考えにより配慮をしているのかも提案してください。

#### イ) 必要となる工事の役割・費用区分

工事内容	負担区分		備考
	認定計画提出者	厚真町	
既存建物撤去工事	○		
建物躯体工事	○		
建物内装工事	○		
インフラ整備工事	○	△	要協議

#### ウ) 運営管理に関する条件

- ①指定管理者が行う業務(本書8-9p)を実施してください。
- ②公募対象公園施設の運営管理は、認定計画提出者の責任及び負担において実施してください。

い。

③施設の運営に必要なインフラ（電気、ガス、上水道等）の使用料は、認定計画提出者の負担とします。また、各種設備等の保守点検費用等についても同様とします。

④公園使用料は町が作成する納入通知書により、指定期日までに納付するものとします。  
なお、許可日が属する年で、許可期間が1年に満たない場合は、月割計算により納付することになります。

⑤公募対象施設の運営にあたり、以下に該当するものは禁止とします。

(ア) 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業

(ウ) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービスの提供等

(エ) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為

(オ) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体及びその利益となる活動を行う者の活動

(カ) そのほか、町が必要ではないと判断するもの

### (3) 公募対象公園施設の場所

公募対象公園施設の設置が可能な場所は図1赤線部分で示す区域内とします。

### (4) 設置又は管理の開始の時期

公園施設設置許可または公園施設管理許可に係る基本的な条件は次のとおりです。

ア 町は選定した認定計画提出者と基本協定書を締結の上、協議をいたします。協議が完了し、公募対象施設及び特定公園施設の設計内容を承諾した後、町は認定計画提出者に対し、都市公園法第5条に基づく設置管理許可を与えます。

イ 設置管理許可予定日

設置管理許可は、施設の設計内容等を町が承諾した後の、公募対象公園施設の工事着手日からを予定しています。

### (5) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

認定計画提出者は、設置する公募対象公園施設の設置許可の面積に対して、提案した設置許可使用料単価を乗じた額を町に支払っていただきます。

なお、許可面積については、オープンテラスなど公募対象公園施設の利用者しか利用できない部分の面積も含めます。また、許可面積の決定にあたっては、認定計画提出者からの最終的な計画内容を精査し、本町が決定するものとします。

公募対象公園施設の使用料の下限	設置許可	21.96円/㎡年 以上
	管理許可	0.17円/㎡年 以上

※条例改正等により条例に定める使用料が公募設置等計画に記載した使用料を上回った場合は、

改正後の金額を本町に納付することになります。

(例) 公園全体面積が 55,500 m<sup>2</sup>

設置許可を得て公募対象施設を建設する 500 m<sup>2</sup>、残りは建設せずに管理許可の場合  
(500 m<sup>2</sup>×21.96 円) + (55,000 m<sup>2</sup>×0.17 円) =20,330 円が下限値になります。

(6) 特定公園施設の建設に関する事項

ア) 特定公園施設の整備範囲について

図 1 赤線で示す整備対象区域内において、特定公園施設で整備した施設は、整備後本町に譲渡するものとします。施設の引き渡しが終了した時点において、都市公園法第 5 条に基づく管理許可により、認定計画提出者において管理運営するものとします。

なお、特定公園施設に関する管理許可に係る公園使用料は、全額減免とします。

イ) 特定公園施設の設計・工事について

①認定計画提出者は特定公園施設の設計図書、工事工程表を本町に提出し、内容について承諾を受ける必要があります。設計の内容が提案内容と相違する場合、修正を求める場合があります。

②やむを得ない理由により提案内容を変更する必要がある場合は、本町と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。

③特定公園施設の建設にあたっては、認定計画提出者は、都市公園技術標準解説書等各種の技術基準を参考に設計を行ってください。

④特定公園施設の整備に伴う工事エリアは、都市公園法第 6 条に基づく都市公園占用許可を受けるものとしませんが、この場合の占用許可使用料については、原則として減免とします。

⑤特定公園施設においても、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、外国人観光客、ジェンダーに配慮したものとしてください。

⑥工事において、公園利用者に対する安全確保が不十分と判断される場合、本町が認定計画提出者に対して是正を求める場合があります。

ウ) 町の費用負担

町は、特定公園施設の建設において費用負担を予定しておりません。

(7) 利便増進施設の設置に関する事項

利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。設置できる施設は、自転車駐車場、地域における催しに関する情報提供のための看板・広告塔です。

① 利便増進施設を設置する場合の占用料

利便増進施設を設置する場合の占用料は以下のとおりです。

■ 占用料 540 円/m<sup>2</sup>年 (厚真町都市公園条例 別表「標識」参照)

(8) 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置

ア) 公募対象公園施設及び利便増進施設周辺の園地等に係る清掃等に関する事項

公募対象公園施設及び利便増進施設の周辺の園地等について、施設全体を指定管理することから認定計画提出者（指定管理者）の負担で行っていただきます。

イ) 特定公園施設の管理運営に関する事項

町は、認定計画提出者を特定公園施設に係る指定管理者とすることを予定しています。指定管理者としての業務については、本書 8-9 p を参照してください。

(9) 指定管理者制度による管理について

認定計画提出者は、指定管理者候補者として町議会に提案いたします。

指定管理料の上限は本町からは示しませんが、参考として直近の入込客数と年間維持管理コストを示します。当然、指定管理料 0 円での提案も可能となります。

(参考) 利用実績

・町内利用（平成 30 年～令和 4 年 8 月末まで）

年度/項目	宿泊 利用人数	宿泊 利用張数	日帰り 利用人数	日帰り 利用張数
H 3 0	10 人	4 張	-	-
H 3 1	80 人	20 張	-	-
R 2	301 人	145 張	-	-
R 3	322 人	165 張	229 人	85 張
R 4	146 人	82 張	188 人	54 張

・町外利用（平成30年～令和4年8月末まで）

年度/項目	宿泊 利用人数	宿泊 利用張数	日帰り 利用人数	日帰り 利用張数
H30	703人	352張	-	-
H31	1,732人	996張	-	-
R2	5,691人	3,595張	-	-
R3	3,702人	2,484張	1,379人	810張
R4	4,251人	3,028張	2,158人	1,369張

(参考) 町の維持管理経費

【歳入】 単位/千円

科目	H29	H30	H31	R2	R3
大沼野営場 利用料	252	196	510	1,869	1,916

【歳出】 単位/千円

科目	H29	H30	H31	R2	R3
人件費	495	429	524	1,143	1,370
修繕料	486	775	448	1,069	422
消耗品費	7	40	19	175	193
光熱水費	25	31	43	59	91
原材料費	0	0	0	0	190
火災保険料	39	39	39	35	34
し尿汲取り 手数料	57	27	156	196	138
水質検査 手数料	11	11	11	11	22
消防点検 委託料	12	12	13	13	11
電気保安 業務委託料	45	63	63	64	63
草刈業務 委託料	195	225	235	0	0
給水調整 委託料	18	20	0	0	0
枝木伐採 委託料	173	125	141	127	374
水道給水敷設 工事	0	0	0	0	4,895
備品購入費	0	128	0	0	0
簡易トイレ リース料	0	0	0	108	274
支出合計	<u>1,563</u>	<u>1,925</u>	<u>1,692</u>	<u>3,000</u>	<u>8,077</u>

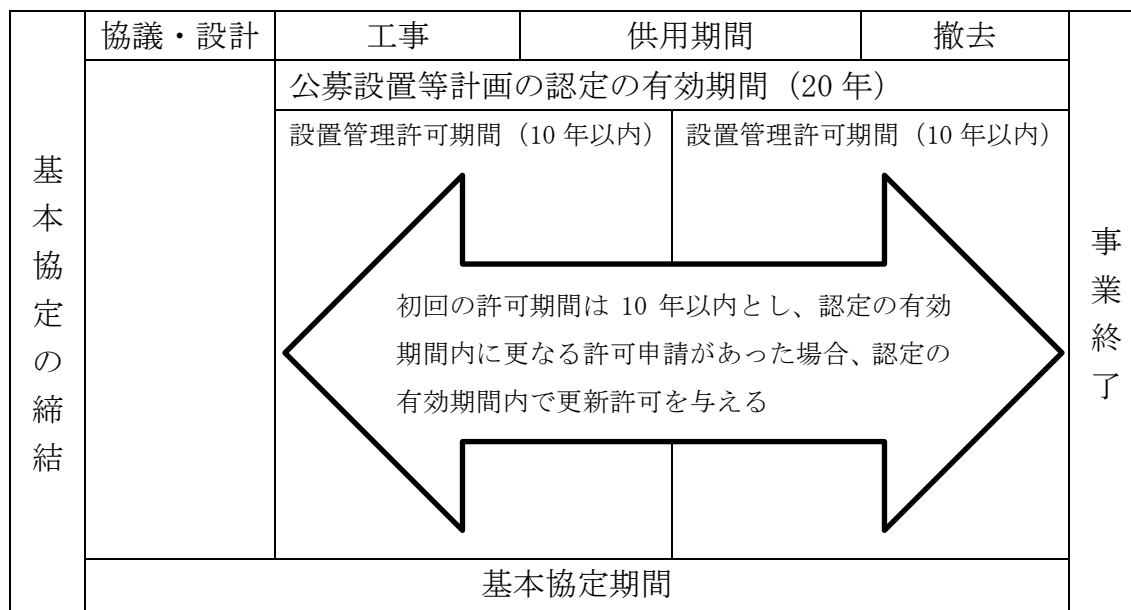
※水道給水敷設工事は、当該年のみ発生するイニシャルコストです。

(10) 認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、工事着手日から20年間とします。

有効期間には、工事及び事業終了時の公募対象公園施設の解体、撤去（現状回復）に要する期間を含みます。

なお、指定管理期間は、令和5年4月1日から5年間（公募設置等計画の認定期間内は、再度非公開公募とし、同一事業者と再度更新することがあります。）ただし、再度の指定管理の際にも指定管理者決定の議決が必要となります。





### 3. 公募の実施に関する事項等

#### (1) 公募への参加資格

本公募への申請資格は次のすべてを満たすものとします。

- ア 法人または団体（以下「法人等」という。）であること
- イ 法人等又はその代表者が次の欠格要件のいずれにも該当しないこと
  - ①法律行為を行う能力を有しない者
  - ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている法人等
  - ③当該法人等の設立根拠法に規定する解散または精算の手続きに入っている法人等
  - ④地方自治法（昭和 22 年法律第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同行を準用する場合を含む）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - ⑤破産者で復権を得ない者
  - ⑥指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同上を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に該当する者
  - ⑦国税及び地方税を滞納している者
  - ⑧厚真町における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ⑨暴力団員等による不当な行為等の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
  - ⑩厚真町暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係事業者
  - ⑪厚真町大沼野営場設置管理者選考委員会委員が運営に直接関与している法人等
- ウ 公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人とする者
- エ 原則、直近の決算において債務超過ではないこと
- オ 公募対象公園施設の整備及び特定公園施設の整備又は譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこと
- カ 同時に他の応募グループの構成員等として、本事業に提案をしていないこと

#### (2) 連合体による申請

- ア 複数の法人等で構成された連合体により申請することができます。ただし、単独で申請した法人等は、連合体による申請の構成団体となることはできません。
- イ 複数の法人等が連合体を構成して申請する場合は、構成するすべての法人等が公募資格を有する必要があります。
- ウ 連合体で申請する場合は、公募対象施設を設置し、かつ所有する法人として必ず代表する法人等を定めてください。

#### (3) 選定後の辞退

設置等の提案者は選定後に自己都合による辞退は原則できません。

#### (4) 事業破綻時の措置

認定計画提出者は、認定された公募設置等計画の有効期間内に事業が破綻した場合、次のどちらかの措置を講じることとします。

- ア 都市公園法第5条の8に基づき、町の承認により別の民間事業者により事業を承継する
- イ 認定計画提出者の負担により公募対象公園施設等を撤去・更地返還する

なお、認定計画提出者が町との協議の上、定めた期間内に撤去・更地返還しない場合は、町が当該工事を行い、その費用の全額を認定計画提出者に請求できるものとします。

#### (5) 公募に関する各種配布資料

ア 公募設置等指針

イ 各種様式

- ① 様式1-1 募集内容説明会参加申込書
- ② 様式1-2 質問書
- ③ 様式1-3 提案参加表明書
- ④ 様式1-4 構成員届
- ⑤ 様式1-5 参加資格審査申請書
- ⑥ 様式1-6 提案辞退届
- ⑦ 様式2 指定管理者指定申請書
- ⑧ 様式3-1 公募設置等計画
- ⑨ 様式3-2 指定管理事業計画書（任意様式でも可）

#### 4. 公募の手續きに関する事項等

##### (1) 日程

実施内容	スケジュール
公募設置等指針の交付	令和4年10月20日(木)
募集内容説明会への参加申込書〆切	令和4年11月4日(金)
募集内容説明会の開催	令和4年11月8日(火)
質問書受付〆切	令和4年11月25日(金)まで
質問回答(回答内容はHPに掲載)	質問到着後5営業日以内に回答
提案参加表明書〆切	令和4年12月9日(金)
構成員届〆切	
参加資格審査申請書〆切	
指定管理者指定申請書〆切	
公募設置等計画(プレゼンテーション用資料)〆切	令和4年12月23日(金)
プレゼンテーションの開催	令和5年1月上旬
設置等予定者(兼指定管理者候補者)の認定	令和5年1月中旬
公募設置等計画の認定	令和5年1月下旬
指定管理者としての仮協定の締結	令和5年1月下旬
設置管理者としての基本協定の締結	令和5年1月下旬
町議会への指定管理者契約議決提案	令和5年2月上旬
指定管理者としての本協定の締結	令和5年2月上旬
認定計画提出者による設計・工事	令和5年3月上旬
指定管理者としての業務開始	令和5年4月1日(土)から

##### (2) 応募手續き

###### ア 公募設置等指針の交付

公募設置等指針については、下記の期間、本町のホームページに掲載しますので、ダウンロードして入手してください。

###### 【HPアドレス】

<https://town.atsuma.lg.jp/office/news/recruit/55963/>

配布期間：令和4年10月20日(木)～令和4年12月9日(金)まで

###### イ 募集内容説明会の開催

募集内容説明会を以下のとおり開催します。説明会に参加される場合は事前に申し込みが必要ですので、以下のとおり申し込みをしてください。

なお、説明会への出席は公募の条件ではありません。説明会に参加しなくても提案をすることは可能です。また、参加しないことによって不利になることはありません。

使用様式：様式1-1「募集内容説明会参加申込書」

申込期限：令和4年11月4日（金）17時まで

申込方法：電子メール

アドレス：[keizai@town.atsuma.lg.jp](mailto:keizai@town.atsuma.lg.jp)

※件名は「募集内容説明会参加申し込み」とし、送信後、電話により送信したことを本町産業経済課経済グループにお伝えください（電話0145-27-2486）。

申込先：厚真町産業経済課経済グループ 大沼野営場担当

開催日時：令和4年11月8日（火）10時から

開催場所：厚真町総合ケアセンターゆくり2階介護実習室

参加人数：1社（又はグループ）あたり2名まで

※説明会当日は、本指針を配布しませんので、各自持参してください。

また、参加当日の朝の検温と会場内でのマスク着用にご協力をお願いします。

#### ウ 公募設置等指針に対する質問及び回答

公募に関する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出してください。

なお、グループで提案する場合の質問は、代表者がまとめて行ってください。

説明会、電話での質問は受け付けません。

本指針の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。

回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

使用様式：様式1-2「質問書」

受付期間：令和4年10月20日（木）～令和4年11月25日（金）17時まで

提出方法：電子メール

※件名は「大沼フィッシングパーク質問」と記載してください。送信後、電話により送信したことを本町産業経済課経済グループにお伝えください。

（電話0145-27-2486）。

アドレス：[keizai@town.atsuma.lg.jp](mailto:keizai@town.atsuma.lg.jp)

提出先：厚真町産業経済課経済グループ 大沼野営場担当

回答日：質問書到着後、5営業日以内に厚真町公式HPにて回答します。

なお、回答にあたっては質問者の事業者名等は公表いたしません。

#### エ 提案に向けた各種届出書の提出

提案に向けた意思表示等を公募設置等計画の前に提出してもらいます。

本提出がない場合、提案の意思がないものとなりますので、提案を予定している者は、必ず提出をいただくことになります。

使用様式：様式1-3「提案参加表明書」、様式1-4「構成員届」、  
様式1-5「参加資格審査申請書」

任意様式：①納税証明書（又は滞納がない証明書）の写し

法人税、法人都道府県民税、法人市町村税、法人事業税、固定資産税、消費税  
及び地方消費税納税証明書※未納がないことの証明書でもよい

※メールの場合はPDFスキャンしたもので可

②財務諸表「貸借対当表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動  
計算書）、キャッシュフロー計算書（作成している法人のみ）」の提出できる  
直近3期分の写し

受付期間：令和4年10月20日（木）～令和4年12月9日（金）17時まで

提出方法：電子メール又は郵送

※件名は「公募意思表明書等の提出」と記載してください。送信後、電話に  
より送信したことを本町産業経済課経済グループにお伝えください。

（電話 0145-27-2486）。

アドレス：[keizai@town.atsuma.lg.jp](mailto:keizai@town.atsuma.lg.jp)

提出先：厚真町産業経済課経済グループ 大沼野営場担当

そのほか：本書類を提出後、公募設置等計画提出前に辞退をする場合は、様式1-6  
「提案辞退届」を速やかに提出してください。

やむを得ない事情により、任意様式の提出が難しい又は提出が間に合わない場  
合（会社上の押印手続きが間に合わない等）は、提出確約書（任意）をご提出  
いただき、提出時期の変更について相談を受け付けます。

#### オ 公募設置等計画等の受付

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、以下の注意事項及び公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出して  
ください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

使用様式：様式2「指定管理者指定申請書」

様式3-1「公募設置等計画」

別表「公募設置等計画等関係書類一覧」の通り（指定のない場合は任意  
様式）

様式3-2 指定管理事業計画書

任意様式 収支計画書（5カ年間分）

受付期間：令和4年12月12日（月）～12月23日（金）17時まで

受付場所：厚真町産業経済課経済グループ 大沼野営場担当

提出方法：受付場所へ持参

#### <公募設置等計画等作成の注意事項>

- ・ 公募設置等計画等の提出は1応募法人（1応募グループ）1提案とします。

- ・ 公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満たすとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
- ・ 必要に応じて公募設置等計画等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- ・ 提出書類はA4版、左綴じとし、ページ番号を付して提出して下さい。
- ・ 図面等がA3になる場合は、ファイル折りでA4サイズとしてください。
- ・ 「4. 公募設置等計画」は1～3と分け、A3判横書き、左綴じとし、ページを付して提出してください。
- ・ 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。
- ・ 公募設置等計画は、当方が用意した書式の内容をもとに、別様式で提案してきても構いません。必ず、公募設置等計画に関する部分と指定管理部分に関する事項を両方盛り込んだ内容としてください。
- ・ プレゼンテーション当日は、提出いただいた資料に基づくプレゼンテーションになります。当日だけ違う資料での説明はできませんので、あらかじめご理解ください。
- ・ 製本は1部だけ印刷物で提出いただきますが、他は、提出書類一式を電子データ化したものをCD-Rにて1部提出してください。
- ・ データはPDF形式とします。
- ・ 応募書類の著作権は応募者に帰属するものとします。ただし設置等予定者の選定結果の公表等に必要の場合は、町は応募書類の著作権を無償で使用できるものとします。
- ・ 応募書類は返却いたしません。
- ・ 応募に関する費用負担は、全額応募者の負担となります。

公募設置等計画等関係書類一覧  
(正は印刷物、副は電子データとします)

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 応募制限関連書類（応募グループにあつては、代表法人及び構成法人のすべてについて提出）			—
(1) 定款又は寄付行為の写し	任意	1部	1部
(2) 法人登記簿謄本及び印鑑証明	任意	1部	1部
(3) 役員名簿	任意	1部	1部
2. 公募設置等計画			
(1) 事業の概要 ①事業の実施方針 ②事業の実施コンセプト ③事業展開の見込み（スケジュール等） ④誘客を図る方法、ターゲット設定 ⑤事業体制における強み ⑥バリアフリー、ユニバーサルデザイン、外国人観光客ジェンダーに関する考え方 ⑦本施設が与える町全体への波及効果(好循環効果) ⑧災害発生時の対応の考え方 ⑨持続可能な運用方法の提案	様式 3-1	1部	1部
(2) 公募対象公園施設の概要 ①公募対象公園施設の設置又は管理の目的 ②公募対象公園施設の種類、場所 ③公募対象公園施設の設置又は管理の期間 ④公募対象公園施設の構造（建築概要） ⑤公募対象公園施設の工事の実施方法 ⑥公募対象公園施設の工事の時期 ⑦建築一般図（配置図、平面図、立面図等）※任意 ⑧イメージパース※任意	様式 3-1	1部	1部
(3) 特定公園施設の概要 ①特定公園施設の設置又は管理の目的 ②特定公園施設の種類、場所 ③既存施設の改修計画※任意 ④公募対象公園施設の設置又は管理の期間 ⑤公募対象公園施設の構造（建築概要） ⑥公募対象公園施設の工事の実施方法 ⑦公募対象公園施設の工事の時期	様式 3-1	1部	1部



⑧建築一般図（配置図、平面図、立面図等）※任意 ⑨イメージパース※任意			
(4) 利便増進施設の概要 ①利便増進施設の設置又は管理の目的 ②利便増進施設の種類、場所	様式 3-1	1部	1部
(5) 公募対象公園施設の使用料の額	様式 3-1	1部	1部
(6) 指定管理に関する事項 ①指定管理する上での運営コンセプト ②指定管理料及び費用内訳 ③収支の考え方 ④地域貢献の考え方 ⑤利用客拡大に向けた考え方 ⑥本施設を活用した今後の展開案※任意 ⑦そのほか独自提案	様式 3-1	1部	1部

### (3) 事務局

北海道厚真町 産業経済課 経済グループ 大沼野営場担当

住 所：北海道勇払郡厚真町京町120番地

電 話：0145-27-2486 FAX：0145-27-3944

メールアドレス：keizai@town.atsuma.lg.jp

### (4) 受付時間

公募設置等計画等の受付を含め、すべての事務取扱は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

### (5) 審査方法等

#### ア 審査の流れ

以下の手順に従って審査します。

#### ① 第一次審査（書面審査）※12月23日締め切りの全書類が揃い次第実施

提出されたすべての公募設置等計画等について、法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査します。

#### (ア) 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

#### (イ) 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

#### (ウ) 本指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
  - ・記載すべき事項が示されていること
  - ・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること
- 審査の結果、条件を満たしていないと認められる場合は、事務局の意見を付して選定委員会に提出いたします。
- ただし、誤字、脱字、乱丁、落丁など記載内容の変更を伴わない提案書の不備については、事務局が認めた期間内に限り、資料の差し替えを認めます。

## ② 第二次審査(プレゼンテーション)

第一次審査を通過した提案について、「厚真町大沼野営場設置管理者選考委員会」(以下「選定委員会」という。)において、次に示す評価の基準に沿って審査します。応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。

なお、応募者が多数の場合は、プレゼンテーション対象者を数社程度に絞ることがあります。

### ○選定委員会

本町は公募設置等計画の審査にあたり、選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画について以下の評価項目、内容に基づき審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。

なお、審査の結果によっては、最優秀提案、次点提案の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

### ○評価の基準

本町は、提出された公募設置等計画について、以下の評価項目に沿って評価を行います。それぞれの委員が評価点をつけ、最高得点をつけた委員と最低評価をつけた委員を除く委員の合計点で評価をいたします。

なお、提案者が1社であった場合、6割以上の得点がない場合は該当なしとします。

#### <評価の項目、内容>

評価項目	評価の視点	配点
①事業の実施方針	公園の特性や周辺環境を配慮した事業の実施方針となっているか	50
	現状の課題を把握し、その課題に対応している提案であるかどうか	
	利用者増加に向けた方策は考えられているか、誘客を図る可能性を感じるか	
	本公園が町の観光スポットとして町内外の方に利用されるビジョンがあるか	
	ターゲットに設定している客層と提案がリンクしているか	
	コンセプト設定が明確かつ持続可能であるか(提案に具体性があるか)	
	バリアフリーやユニバーサルデザイン、外国人観光客、ジェンダーに関する考え方が適切か	
	本施設が与える町全体への波及効果に期待できるか	
	提案内容に持続可能な可能性を感じるか	
	まちづくりの方向性と相違がない提案であるか	

②事業 実施体制	応募法人等の財務状況は適切であるか。	20
	地域との連携、緊急時の実施体制等 様々な状況に対応できる体制であるか	
	応募法人等に管理期間の運営を任すことができる実行力や資金力があるか (すぐに撤退するおそれはないかどうか)	
③施設の 整備計画	公園の利便性が向上する整備計画となっているかどうか	30
	ユニバーサルデザインやバリアフリーへの配慮があるかどうか。	
	高齢者、子ども、障がい者、要介護者の方々等、誰もが気軽に利用できる配慮があるかどうか	
	応募法人等が自己資金を投入し整備計画を進めていく本気度があるか	
	施設全体の調和がとれた施設整備であるかどうか	
	提案コンセプトと施設が反していないか 利用客増加又は満足度の増加につながる施設整備であるか	
④施設の 管理運営 計画	営業日、営業時間は妥当であるか	30
	公募対象施設、特定公園施設の管理運営方法が具体的に示されて適切か	
	利用客が増加するソフト事業の展開があるかどうか	
	地域に良い影響を与える運営手法であるかどうか	
	管理運営を町から移管することで町の財政コスト削減につながるか	
	災害時の対応や事故発生時の対応をしっかりと想定しているか	
	建物の維持管理手法について具体的かつ現実的に可能な方法か	
	利用者のニーズを踏まえた提案となっているか	
⑤事業計画	事業撤退のリスクはないか、またその際の対応方針はしっかりとしているか	25
	事業収支予測は適切であるか	
	応募法人の経営状況等を踏まえ、適切な事業投資であるかどうか	
	将来的な施設の利活用や展望の提案が適切であるか。	
⑥価額審査	指定管理料は、町の財政コストを削減する提案となっているか (土地の使用料も含めて)	30
	利用者から徴収する使用料は、施設の提案も含めて適正な料金案を提出しているか	
⑦総括	全体的な意見を通じて、可能性を感じる提案であるかどうか	15
最大点数		200

### ③ 結果通知

選定結果は、速やかに応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は、本町HPで公表します。

### ④ 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。

また、本指針配布日から公募設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限らずいかなる

者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

#### (6) 公募設置等予定者等の決定

本町は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。本町

が公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、公募設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

#### (7) 公募設置等計画の認定

本町は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

#### (8) 契約の締結等

##### ア 基本協定

本町は、認定計画提出者と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。

##### イ 設置管理許可

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、公募対象公園施設の設置管理許可を得る必要があります。

##### ウ 特定公園施設建設・譲渡契約

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、本町と「特定公園施設建設・譲渡契約」を締結します。

##### エ 指定管理者の指定

認定計画提出者は、本町による指定管理者の指定を受け、施設全体の管理運営を行っていただきます。ただし、指定管理者の指定は、町議会で可決されることを前提とします。